

告 示

埼玉県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏 名	住 所
理事	小 山 善 純	埼玉県本庄市牧西六百七十九番地

二 退任

職名	氏 名	住 所
理事	小 暮 勝三郎	埼玉県本庄市牧西三百七十九番地